精神障害者旅客運賃割引規程

(鉄道部報甲 28-7)

精神障害者旅客運賃割引規程を次のように定めて平成29年4月1日から実施する。

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が単独又は介護者と共に社線を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第2条 この規定において「精神障害者」とは精神保健福祉法の第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けているものとし、次に該当するものをいう。

精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

- 2. 前項の精神障害者を次に掲げる第1級精神障害者及び第2級・3級精神障害者とに分ける
- (1)「第1級精神障害者」とは、次に掲げるもの及びこれより重度のものをいう。
- イ 統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、 その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの
- ロ 気分(感情) 障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、 これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
 - ハ 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記2項に準ずるもの
- 二 てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの
 - ホ 中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの
- へ 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれか があり、そのうちひとつ以上が高度のもの
 - ト 発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの
 - チ その他の精神疾患によるものにあっては、前記7項に準ずるもの
- (2)「第2級・3級精神障害者」とは、前号以外のものをいう。

(介護者)

- 第3条 精神障害者が第1級精神障害者及び定期券を使用する12歳未満の第2級・第3級精神障害者であるときは精神障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。
- **2.** 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められるものであって、その所持する乗車券の乗車区間が 精神障害者と同一のものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

- 第4条 精神障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 普通乗車券 第1級精神障害者が単独又は介護者と共に乗車する場合及び第2級・第3級精神障害者が単独で乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1級精神障害者及び12歳未満の第2級・第3級精神障害者が介護者とともに乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに発売する。

この場合、精神障害者と介護者双方に対して同時に発売するものを原則とするが、第 1 級精神障害者には 希望により精神障害者のみに発売することもできる。

- (3) 回数乗車券 第1級精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2級・第3級精神障害者が単独で乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときに発売する。
- 2. 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。但し、既に乗車券を所持する精神障害者が、介護者用の乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳の呈示により、その介護者に対して普通乗車券を発売することができる。
- **3.** 精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤 定期乗車券に限るものとする。
 - (注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。
- **4.** 前各項のほか精神障害者が乳児又は幼児であるときは、精神障害者が割引乗車券を購入しなくても、その介護者に対しては旅客運賃割引の取扱いをする。

(割引乗車券の効力)

第4条の2 乗車券を発売する場合は、通用期間の開始日が精神障害者保健福祉手帳の有効期限内であること。

2. 乗車券で乗車する場合は、有効期限内の精神障害者保健福祉手帳であること。

(介護者用定期乗車券の特例)

第4条の3 第4条第1項第2号により定期乗車券を発売する場合、介護者の定期乗車券の名義を「○○様(精神障害者名)の介護者殿」とすることができる。但し、この場合の介護者の定期乗車券は大人通勤定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は社線の各駅相互間とする。

(宝[己] 家)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。但し、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(介護者の同行)

第7条 精神障害者保健福祉手帳呈示によって購入した乗車券は、精神障害者をその介護者と同行して乗車する場合に限って有効とする。

(精神障害者保健福祉手帳の呈示で購求した乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車の変更)

第8条 精神障害者保健福祉手帳の呈示によって購入した乗車券の旅客運賃の払い戻し並びに乗り越し・方向変 更及び経路変更は、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなけ れば取扱をしない。

(精神障害者保健福祉手帳の携行)

第9条 精神障害者は乗車券の購入の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して鉄道係員の請求があった時は、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第10条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客輸送に関する一般の規程による。

附 則

平成 29 年 3 月 28 日 (精神障害者旅客運賃割引規程の制定)